

介護老人保健施設エスペランサ 通所リハビリテーションサービス料金表

利用料金 = 保険部分(①通所リハビリテーション費+③各種加算) + ②その他実費
--

※通所リハビリテーション費・各種加算は、「単位数×10.83円」で換算されます。そのうち1割～3割が自己負担金額です。

※令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せ。(新型コロナウイルス感染症に対応するための加算)

①通所リハビリテーション費

要介護度	単位 負担割合	単位数 (自己負担金額)					
		1～2時間未満	2～3時間未満	3～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満
要介護1	単位	366単位	380単位	483単位	549単位	618単位	710単位
	1割	397円	412円	523円	595円	670円	769円
	2割	793円	823円	1,046円	1,189円	1,339円	1,538円
	3割	1,189円	1,235円	1,569円	1,784円	2,008円	2,307円
要介護2	単位	395単位	436単位	561単位	637単位	733単位	844単位
	1割	428円	473円	608円	690円	794円	914円
	2割	856円	945円	1,215円	1,380円	1,588円	1,828円
	3割	1,284円	1,417円	1,823円	2,070円	2,382円	2,742円
要介護3	単位	426単位	494単位	638単位	725単位	846単位	974単位
	1割	462円	535円	691円	786円	917円	1,055円
	2割	923円	1,070円	1,382円	1,571円	1,833円	2,110円
	3割	1,384円	1,605円	2,073円	2,356円	2,749円	3,165円
要介護4	単位	455単位	551単位	738単位	838単位	980単位	1,129単位
	1割	493円	597円	800円	908円	1,062円	1,223円
	2割	986円	1,194円	1,599円	1,815円	2,123円	2,446円
	3割	1,479円	1,791円	2,398円	2,723円	3,184円	3,669円
要介護5	単位	487単位	608単位	836単位	950単位	1,112単位	1,281単位
	1割	528円	659円	906円	1,029円	1,205円	1,388円
	2割	1,055円	1,317円	1,811円	2,058円	2,409円	2,775円
	3割	1,583円	1,976円	2,716円	3,087円	3,613円	4,162円

②その他実費

昼食代 (おやつ代含む)	660円	リハビリパンツ (1枚)	170円
日用品費 (タオルリース)	100円	パット (1枚)	40円
教養娯楽費 <small>(クラブ活動費・レクリエーション費)</small>	実費 (材料費)	モノクロコピー (1枚)	10円
紙オムツ (1枚)	210円	カラーコピー (1枚)	30円

※おむつの利用料は、介護保険自己負担額に含まれていません。

利用料金の支払い方法

※利用料金は原則として、預金口座から自動振替にて集金させていただきます。月末締めで請求書を作成し、毎月半ばまでに郵送します。引落日は毎月27日(休日の場合は翌営業日)です。

③各種加算

加算項目	単位	単位数	1割	2割	3割	内容
入浴介助加算（Ⅰ）	日	40単位	44円	87円	130円	入浴サービスを行います。
入浴介助加算（Ⅱ）	日	60単位	65円	130円	195円	自宅で入浴の自立を図る観点から、居宅を訪問し浴室における動作・環境を評価し、個別の入浴計画を作成し、入浴サービスを行います。
リハビリテーションマネジメント加算（A）イ	月	560単位	607円	1,213円	1,820円	同意月より6月。リハビリ会議を月1回催し、リハビリ評価を行います。医師から指示を受けたセラピストが計画の説明をします。
リハビリテーションマネジメント加算（A）イ（6月越）	月	240単位	260円	520円	780円	同意月より6月超。リハビリ会議を3月に1回催し、リハビリ評価を行います。医師から指示を受けたセラピストが計画の説明をします。
リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ★	月	593単位	643円	1,285円	1,927円	同意月より6月。リハビリ会議を月1回催し、リハビリ評価を行います。医師から指示を受けたセラピストが計画の説明をします。
リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ（6月越）★	月	273単位	296円	592円	887円	同意月より6月超。リハビリ会議を3月に1回催し、リハビリ評価を行います。医師から指示を受けたセラピストが計画の説明をします。
リハビリテーションマネジメント加算（B）イ	月	830単位	899円	1,798円	2,697円	同意月より6月。リハビリ会議を月1回催し、リハビリ評価を行います。医師が計画の説明をします。
リハビリテーションマネジメント加算（B）イ（6月越）	月	510単位	553円	1,105円	1,657円	同意月より6月超。リハビリ会議を3月に1回催し、リハビリ評価を行います。医師が計画の説明をします。
リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ★	月	863単位	935円	1,870円	2,804円	同意月より6月。リハビリ会議を月1回催し、リハビリ評価を行います。医師が計画の説明をします。
リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ（6月越）★	月	543単位	588円	1,176円	1,764円	同意月より6月超。リハビリ会議を3月に1回催し、リハビリ評価を行います。医師が計画の説明をします。
短期集中個別リハビリ加算	回	110単位	120円	239円	358円	起算日より3月の間、医師の指示により短期集中個別リハビリテーションを行います。
認知症短期集中リハビリ加算（Ⅰ）	回	240単位	260円	520円	780円	退院、退所後または認定日から3月以内に医師の指示により、集中的に認知症リハビリテーションを行います。
認知症短期集中リハビリ加算（Ⅱ）	月	1,920単位	2,080円	4,159円	6,238円	リハビリテーションマネジメント加算A・Bを算定。1月4回以上実施。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	月	1,250単位	1,354円	2,708円	4,062円	リハマネ加算A・Bを算定。利用開始月から6月まで、利用者の在宅復帰へ向けた生活リハビリを行います。
重度療養管理加算	日	100単位	109円	217円	325円	要介護3～5の方で厚生労働大臣が定める状態である方
栄養アセスメント加算★	月	50単位	55円	109円	163円	管理栄養士を1名以上配置。多職種が共同し栄養アセスメントを実施し、その結果を情報提供し、相談に応じます。
栄養改善加算	回	200単位	217円	434円	650円	低栄養状態または、低栄養状態のおそれがある方で3月以内加算（2回/月）必要に応じ、居宅を訪問します。
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	回	20単位	22円	44円	65円	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔・栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援相談員に提供します。
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	回	5単位	6円	11円	17円	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔と栄養状態のいずれかについて確認を行い、当該情報を介護支援相談員に提供します。
口腔機能向上加算（Ⅰ）	回	150単位	163円	325円	488円	口腔機能低下または口腔機能低下のおそれがある方で3月以内加算（2回/月）
口腔機能向上加算（Ⅱ）★	回	160単位	174円	347円	520円	口腔機能低下または口腔機能低下のおそれがある方で3月以内加算（2回/月）また必要な情報を厚生労働省に提出します。
科学的介護推進体制加算★	月	40単位	44円	87円	130円	利用者ごとの心身の状態等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出します。
事業所が送迎を行わない場合	片道	-47単位	-51円	-102円	-153円	家族送迎等で送迎サービスを行わない場合、減算します。

★計画書等の内容等の情報を、厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。

※サービス体制関連の加算（定期的に見直しを行うため、利用料が変動する場合がございます。）

加算項目	単位	単位数	1割	2割	3割	内容
サービス提供体制強化加算Ⅱ	日	18単位	20円	39円	59円	介護福祉士の占める割合が50%以上
リハビリテーション提供体制加算	3—4	12単位	13円	26円	39円	常時、配置されているPT、OT、STの合計数が利用者の数が25名、又はその端数を増すごとに1以上3時間以上の利用のみ。
	4—5	16単位	18円	35円	52円	
	5—6	20単位	22円	44円	65円	
	6—7	24単位	26円	52円	78円	
中重度者ケア体制加算	日	20単位	22円	44円	65円	要介護3以上の利用者が30%以上で専従の看護師を1人配置
介護職員処遇改善加算Ⅰ	月					所定の単位数に対し47/1000単位を加算
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	月					所定の単位数に対し20/1000単位を加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	月					所定の単位数に対し10/1000単位を加算
感染症及び災害等により、利用者数が一定以上減少している場合の加算	月					基本報酬部分のみに3%分上乘せる形となります。